

特定電気通信設備等の特別償却の償却限度額の  
計算に関する付表（措法44の6、旧措法44の6）

		事業 年度	・ ・	法人名	
特定電気通信設備等の区分	1	44条の6第1項表( )号 旧44条の6第1項表( )号	44条の6第1項表( )号 旧44条の6第1項表( )号	44条の6第1項表( )号 旧44条の6第1項表( )号	
事業の種類	2				
(機械・装置の耐用年数表の番号) 特定電気通信設備等の種類等	3	( )	( )	( )	
特定電気通信設備等の名称	4				
設置した事業所等の名称	5				
取得等年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	
事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	
購入先	8				
取得価額	9	円	円	円	
特別償却率	10	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円	
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
要件等	適用 事業の用に供した特定電気 通信設備等の仕様、性能、型式 等判定上参考となる事項	13			
	(一号、二号、三号、四号又は五号設備) 特定電気通信設備等に該当する 旨の総務大臣の証明の有無	14	有・無	有・無	有・無
	(五号設備) 放送対象地域	15	全国、関東広域圏又は近畿広域圏 同上以外の地域	全国、関東広域圏又は近畿広域圏 同上以外の地域	全国、関東広域圏又は近畿広域圏 同上以外の地域
	(五号設備) 地域の振興に資する放送番組を 制作する事業を的確に行う能力 がある者に該当する旨の認定の 有無	16	有・無	有・無	有・無
	(六号設備) ファイアウォール 装置の取得価額	17	円	円	円

特別償却の付表(十三) 平十四・四・一以後終了事業年度分

## 特別償却の付表（十三）の記載の仕方

1 この付表（十三）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の6《特定電気通信設備等の特別償却》又は平成14年改正前の租税特別措置法（以下「平成14年旧措置法」といいます。）第44条の6《特定電気通信設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定電気通信設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

2 「特定電気通信設備等の区分1」には、措置法第44条の6第1項の表の各号又は平成14年旧措置法第44条の6第1項の表の各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、それぞれ同表の該当号を記載してください。

3 「事業の種類2」には、特定電気通信設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「特定電気通信設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、特定電気通信設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、その特定電気通信設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「特定電気通信設備等の名称4」には、特定電気通信設備等に該当する資産の名称を記載します。

6 「取得価額9」には、特定電気通信設備等の取得価額を記載します。

ただし、その特定電気通信設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

7 「特別償却率10」の分子には、特定電気通信設備等の取得等の時期、措置法第44条の6第1項の表の各号又は平成14年旧措置法第44条の6第1項の表の各号の区分に応じ、それぞれ適用される特別償却率を記載します。

8 「償却・準備金方式の区分12」は、その特定電気通信設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「事業の用に供した特定電気通信設備等の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項13」には、事業の用に供した特定電気通信設備等の仕様、性能、型式等その資産が特定電気通信設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載します。

(2) 「特定電気通信設備等に該当する旨の総務大臣の証明の有無14」には、その特定電気通信設備等が措置法第44条の6第1項の表の第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号（一般放送事業者に該当する法人が取得等をするものに限ります。）に掲げる資産に該当する場合に、電気通信基盤充実臨時措置法第5条第3項又は高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第5条第3項に規定する認定計画に従って取得等をしたものであることについて、総務大臣の証明を受けているかどうかの有無を記載します。

(3) 「放送対象地域15」には、措置法第44条の6第1項の表の第5号に規定する一般放送事業者に該当する法人の行う放送に係る放送法第2条の2第2項第2号に規定する放送対象地域（以下「放送対象地域」といいます。）が全国、関東広域圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を併せた区域をいいます。）又は近畿広域圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を併せた区域をいいます。）であるか、それ以外の地域であるかの区分に応じ、該当する項目を○で囲みます。

なお、放送対象地域が全国、関東広域圏又は近畿広域圏である場合は本制度の対象とはなりませんので注意してください。

(4) 「地域の振興に資する放送番組を制作する事業を的確に行う能力がある者に該当する旨の認定の有無16」には、措置法第44条の6第1項の表の第5号に規定する放送番組を制作する事業を営む法人について、地域の振興に資する放送番組を制作する事業を的確に行う能力がある者として総務大臣の認定を受けているかどうかの有無を記載します。

(5) 「ファイアウォール装置の取得価額17」には、租税特別措置法施行規則第20条の11第11項に規定するファイアウォール装置1台又は1基（通常1組又は1式をもって取引の単位とされるものにあつては、1組又は1式）の取得価額を記載します。

なお、当該取得価額が180万円未満である場合は本制度の対象とはなりませんので注意してください。